

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業基本協定書

福岡県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、福岡県立福岡農業高等学校（以下「県有施設」という。）の屋根貸しによる太陽光発電事業（以下「本件事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、この協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（公共性の尊重）

第3条 本件事業は、甲が推進する再生可能エネルギーの導入推進を目的としており、乙は、本件事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要、太陽光発電設備等の設置場所、対象設備等）

第4条 乙は、甲が所有する県有施設の屋根及び屋根以外のその他当該施設内及び敷地（以下「屋根等」という。）を使用し、本件事業を行う。

2 乙は、別表に示す範囲において事業を行うこととする。

3 屋根等に設置されている設備は、太陽光パネル（架台、基礎含む）、パワーコンディショナ、電力メーター、引込開閉器盤、交流集電箱、計測用コントロールボックス、電線等（以下「太陽光発電設備等」という。）である。

4 乙は、太陽光発電設備等を本件事業のために使用し、その他の用途に使用してはならない。

（法令遵守）

第5条 本協定書は法令に基づき解釈され、かつ、履行を強制されるものとし、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）等の関係法令を遵守するものとする。

（通知、請求等の様式その他）

第6条 本協定に関する甲乙間の通知、請求及び解除は、書面により行うものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（公租公課）

第7条 本件事業に関連して賦課される公租公課は、乙が負担しなければならない。

（行政財産の目的外使用許可）

第8条 乙は、本件事業を行うために、第4条に規定する範囲に関し、当該施設の管理者より、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

2 乙が県有施設の屋根又は、電力系統との接続を目的とした電線配線のためにその他施設内及び敷地を、行政財産の目的外使用許可に基づいて使用する場合は、使用料は年額●●●円／㎡を単位として、前項の定めに基づき甲が乙に交付する「行政財産使用許可書」において定める。

- 3 乙が県有施設の前項に掲げる範囲以外を使用する場合の行政財産の目的外使用許可に係る使用料については別途行政財産使用許可書において定める。

(売電及び事業期間)

第9条 乙が太陽光発電設備等を用いて、電気事業者への売電を行う期間（以下「売電期間」という。）は、本協定締結翌日から令和17年3月末までとする。

- 2 本件事業の期間は、前項の売電期間に、太陽光発電設備等の撤去及び原状回復に要する期間を含めた期間とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、次に掲げることをしてはならない。ただし、事前に文書により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

- (1) 使用許可場所を第三者に転貸し、又は使用許可に伴う権利義務を第三者に譲渡すること。
- (2) 太陽光発電設備等の更新等に必要なものを除き、使用許可場所の原形を変更し、又は当該地に本件事業に必要な設備以外の構造物を設置すること。
- (3) 電力会社との系統連系に伴う権利義務を第三者に譲渡すること。

(本件事業の第三者への委託)

第11条 乙は、本件事業を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、本件事業の一部を第三者に委託する場合には、第三者がさらに他の第三者に本件事業を委託することを禁じなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、本件事業を実施するに当たり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしはならない。

- 2 乙は、本件事業の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者が本件事業を行うに当たり、業務上知り得た情報を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定は、本件事業期間の終了後も同様とする。

(資料等の返還等)

第13条 乙は、本件事業を実施するために甲から資料等の提供を受けた場合について、本件事業期間の終了時又は終了前に不要になった場合には、速やかに返却するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本件事業を実施する上で必要な報告及び指示等を担当する責任者を相互に定めることとする。

- 2 連絡責任者の選任又は変更に当たっては、甲及び乙は、その役職、氏名及び連絡先等を速やかに相手方に文書で通知することとする。

(発電状況等の報告)

第15条 乙は甲に対し、各年度毎の発電量実績をその翌年度の4月末までに県有施設の管理者あてに報告するものとする。

(原状変更行為の制限)

第16条 乙は、第8条における行政財産の目的外使用許可を受けた場所について原状変更行為をするときは、事前に甲から文書で許可を受けなければならない。

(事前調査等)

第17条 乙は、本件事業の遂行に当たり県有施設の現地調査等を行う場合、あらかじめ現地調査等の内容を記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の現地調査等に当たり、乙に対して必要な資料等の提供について協力するものとする。

(施設内及び周辺地域等への配慮)

第18条 乙は、太陽光発電設備等の工事、管理等に当たり、県有施設及び当該敷地内の他の施設をはじめとして、周辺地域に最大限の配慮をするとともに、法令等を遵守するものとする。

(管理義務)

第19条 乙は、関係法令及び甲の指示に伴い、善良な管理者の注意をもって使用許可財産を管理しなければならない。

2 乙は、太陽光発電設備等の落下や雨漏り等が生じないように十分な措置を講じなければならない。また、当該設備が常に正常な状態で運用できるように、適切に管理しなければならない。

3 前項の規定による太陽光発電設備等の維持管理に要する費用は、全て乙の負担とする。

4 乙は、太陽光発電設備等を設置する屋上面全てについて、事業期間を通じて防水機能に支障がないことを保証しなければならない。事業期間中に予見不可能な天災地変による破損以外で雨漏りが発生した場合は、乙の負担により屋上防水の補修を行うこと。ただし、乙に責がないことが明らかである場合はこの限りではない。

5 本件事業についての事業計画、事業実施等に係る県有施設の管理者への説明調整等は、乙の責任において適切に行うこと。

6 乙は県有施設の使用及び設備の工事に当たって、事故防止の措置を講じるとともに、付近住民に迷惑をかけることのないように十分注意しなければならない。万一、苦情、事故等が起きた場合においては、乙の責任において処理するものとする。

7 乙は、太陽光発電設備等の工事、管理等に伴う事故が発生したときは、直ちに県有施設の管理者に報告するものとする。

8 県有施設の管理者が事故発生の報告を受領したときは、乙は、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、適切な措置を講じ、再発を防止するための対応を行うものとする。

9 県有施設の管理者及び乙は、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

(事故又は不可抗力発生時の対応)

第20条 甲は、県有施設に関連して事故又は不可抗力が発生し、太陽光発電設備等への影響が予想される場合又は影響が発生した場合は、乙にその旨を直ちに通報するとともに、その影響により発生する損害、損失又は増加費用を抑制するよう努めるものとする。

2 乙は、太陽光発電設備等に関連して事故又は不可抗力が発生し、県有施設への影響が予想される場合又は影響が発生した場合は、甲にその旨を直ちに通報するとともに、その影響により発生する損害、損失又は増加費用を抑制するよう努めるものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第21条 不可抗力の発生に起因して、甲又は乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を相互に通知するものとする。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合に、損害、損失又は増加費用の状況を確認した上で協議し、不可抗力の判定や費用負担等を決定すること。

(甲が実施する施設工事への対応)

第22条 事業実施期間中において、甲が県有施設の経年劣化等、県有施設側の都合により屋根等の工事等を行う場合、甲乙協議により工事に支障があると判断した場合は、乙の負担により、太陽光発電設備等の一時撤去・保管及び再設置を行わなければならない。ただし、同一事由により同一設備を複数回一時撤去・保管及び再設置する必要がある場合は、2回目以降は甲の負担により行う。

2 甲は、前項の場合において乙に太陽光発電設備等の一時撤去・保管及び再設置を行わせる場合は、乙に対して事前に通知するものとし、またスケジュール等について双方で協議を行うものとする。

(必要機材及び消耗品等)

第23条 乙は、この協定で定めた内容の履行に必要な機材、機具及び消耗品等の経費を全て負担しなければならない。

(太陽光発電設備等設置場所への立入権)

第24条 乙は、太陽光発電設備等の工事、管理等のため、県有施設における設置場所に立ち入ることができる。

2 乙は、県有施設に立ち入る場合は、その都度当該管理者に身分等を証する書類を提示し、承認を得なければならない。

(太陽光発電設備等への保険付保)

第25条 乙は、太陽光発電設備等の維持管理に際し、第9条第2項に定めた期間中に必要と考える保険を付保し、この保険料については乙の負担とする。

(太陽光発電設備等の取扱情報提供)

第26条 乙は、既に設置されている太陽光発電設備等の更新、増設その他の原状変更を行った場合は、当該変更後の設備の取扱及び注意事項について、説明を行わなければならない。

(本協定の解除)

第27条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要せずに直ちにこの協定の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙に損害が生じたとしても、甲は、その損害賠償の責めを負わない。

(1) 重大な過失又は背信行為があったとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当したとき

(3) 福岡県における建設工事等又は物品買い入れ等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止措置を受けたとき。

(4) 仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てがあったとき。

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(6) 租税公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(8) 関係法令に違反し、経済産業省の設備認定が取り消されたとき。

(9) その他本協定を継続し難い重大な事由が発生したとき。

2 乙は、前項の規定により協定を解除された場合において、既に納付した使用料の返還を求めることはできない。

(期間内の協定終了等)

第28条 甲は、特別の理由により必要と認めたときは、3か月前までに書面で乙に通知することにより、本協定を解除することができる。

2 乙は、本協定で定めた事業期間中であっても、6か月前までに書面で乙に通知することにより、本協定の解約を申し入れることができる。

3 天災地変その他不可抗力により太陽光発電設備等としての使用を継続することが困難と判断された場合は、甲乙協議により、本協定を合意により終了させることができる。

(本協定の変更)

第29条 本件事業の内容を変更する場合、又は特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、双方合意のもと、本協定の規定の変更を行うことができるものとする。

(使用許可財産の返還及び原状回復)

第30条 乙は、本協定で定めた事業期間が満了する期日までに太陽光発電設備等を乙の負担で撤去し、使用許可財産を原状に復した上、甲に返還しなければならない。また、乙は原状回復を行うに当たっては、屋上防水についてもその後の防水機能に支障がないように対策を講じなければならない。

2 乙は、第28条の規定により本協定を終了したときは、甲の指定する期日までに使用許可財産を原状に復した上、甲に返還しなければならない。

3 乙が前2項の規定により原状に復して返還しない場合は、甲が撤去及び処分並びに原状回復のための処理を行い、その費用を甲に請求することができる。

4 前項の場合において、甲は、乙の返還義務不履行による損害の賠償として、協定が終了又は満了した日から甲が原状回復した日までの期間の使用料を乙に請求することができる。

(違約金)

第31条 乙が前条第3項に規定する費用について、甲が定める支払い期限までに支払わないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、費用の金額の年2.5パーセントを乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは10円未満を切り上げる)の違約金を甲に支払わなければならない。なお、遅延利息の率については、財務省から告示される「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」の改正があった場合は、それに準ずる。

(損害賠償)

第32条 太陽光発電設備等に起因して、県有施設に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償すること。また、風水害等の天災地変により太陽光発電設備等に起因して県有施設に損害を与えたときも同様とする。

2 前項のほか、乙が第19条に定める注意を怠り、故意又は過失によって甲に損害を与えた場合、又は第27条第1項により甲が協定を解除した場合においても、甲は乙に対しその損害賠償を求めることができる。

3 甲が本協定上の義務を履行しないために乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第33条 本件事業の実施に関連して、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その

損害は甲が賠償することとし、甲、乙双方の責めに帰する事由による場合は、甲、乙双方協議の上、その負担割合を定めるものとする。

(調査)

第34条 甲は、この協定に関し必要があるときは、甲の指定する職員に調査させ又は乙から資料の提出を求めることができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第35条 乙は、本協定に基づく太陽光発電設備等の設置及び管理に伴い、使用許可財産に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(住所等の変更の届出)

第36条 乙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(実施計画の遵守)

第37条 乙は、本件事業の遂行に当たり、「福岡県 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 事前審査」において乙が提出した事業実施計画書の記載内容の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用負担)

第38条 この協定により生じる費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第39条 この協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第40条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7－7
福岡県
代表者 福岡県知事

乙 住 所
事業者名
代表者

別表（第4条関係）

施設名	所在地	対象面積	発電出力
福岡県立福岡農業 高等学校（実習棟）	太宰府市大佐野250	①屋上：423.552㎡ ②配線部分：0.735㎡ ③土地：3.2㎡ ④電柱設置本数：本柱1本	40.0kW